

00	09	03	002	永年保存	起案	平成19年6月29日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	副主幹	担当	担当	担当	担当	文書取扱主任			

第2回 経済建設常任委員会 会議録

開催年月日	平成19年6月6日（水曜日）	開会：10時01分	閉会：13時55分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	山木、清水、中田、田村、山腰、水口 委員外議員～窪之内	事務局	飯沼事務局長
欠席委員	なし		中川副主幹
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙次第のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について、所管から説明を受け質疑を行い、全て報告済みとした。		
	(1) 第3回ジンギスカン王国滝川・滝川夏まつり「五感」の開催について		
	(2) 平成19年度滝川市一般会計補正予算について（農政課）		
	(3) そらぷちキッズキャンプ開設支援推進本部の設置について		
	(4) ヤマダ電機テックランド滝川店の大規模小売店舗立地法の届け出について		
	(5) アクロスプラザたきかわの大規模小売店舗立地法の届け出について		
	(6) 滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の指定管理者の指定取り消しについて		
	(7) 土地改良事業整備計画について		
	(8) 農業施設の強風被害について		
	(9) 中心市街地活性化基本計画の認定スケジュールについて		
	(10) 公園緑地造成費補正予算について		
	(11) 準工業地域の大規模集客施設制限地区の指定に伴う補正予算について		
	(12) 平成19年度下水道事業特別会計補正予算について		
	(13) 中空知広域水道企業団水道料金等調査特別委員会の設置について		
	(14) 一般会計の補正について（土木課）		
	(15) 市道路線の廃止について		
	(16) 一の坂西公園傷害事件について		
	(17) 平成19年度公営住宅事業特別会計補正予算に伴う専決処分について		
	(18) 「滝川市耐震改修促進計画」策定に伴う補正予算について		
(19) 建築基準法改正に伴う手数料条例等の一部改正について			
2 第2回定例会以降の調査事項について			

議 事 の 概 要	別紙のとおりとすることに決定した。
	3 その他について
	○行政視察について
	10月23日（火）～26日（金）の予定で実施することとした。
	4 次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することに決定した。
上記記載のとおり相違ない。 経済建設常任委員長 山 木 昇 印	

第2回 経済建設常任委員会

H19. 6. 6 (水) 10:00～

第 三 委 員 会 室

開 会 10:01

委員動静報告

委 員 長

全員出席。委員外議員～窪之内議員。空知新聞社の傍聴を許可。

1 所管からの報告事項について

柳 主 査
委 員 長
副委員長

(1) 第3回ジンギスカン王国滝川・滝川夏まつり「五感」の開催について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

観光協会への補助金が1,000万円から500万円に減って2、3年目になるが、このイベントのみに補助金が使われているわけではないが、観光協会としては最大のイベントであると思う。観光協会への補助金500万円のうちこのイベントにどの程度使われているか。また、このイベントに対する市の予算は総額どのぐらいか。

中嶋部長

詳細の資料が手元にないが、観光協会では補助金500万円のうち200万円をイベントの経費に充てている。産業サポートの関係ではイベント助成として200万円を支出予定である。総体では、不確かな数字で申しわけないが、500万円程度と記憶している。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし)

(1)について報告済みとする。(2)について報告願う。

(2) 平成19年度滝川市一般会計補正予算について(農政課)

多田課長

一般会計の6月補正の農政課に関連するものについて、1点目は、地場農産物の販路拡大に係る経費として約50万円を計上予定である。主なものとして、菜種に関するもの、あるいは農薬成分をかなり減少させてきた高度クリーン米等のPRパンフの作成や札幌を中心としたPR活動の経費として50万円計上予定である。2点目として、施設園芸用の農作業用機械導入に係る経費に対する助成として28万円を計上予定である。これは、トマトなどの施設園芸用防除機2台への助成で、市15%、JA15%計30%の経費として見込んだものである。また、その他では、独自事業として担い手育成事業に155万円を計上予定である。これの主な内容としては、青年農業者育成事業として2年間でJA青年部の40名に対して研修を実施予定である。このほか、新規の国費事業として農地・水・環境保全向上対策にかかわる費用として214万円を計上予定である。さらに、土地改良事業整備計画策定に係る調査費として150万円、林業関連で公団分収林事業1,424万円を計上予定している。

委 員 長

説明が終わった。(2)は議案関連なので事前審査に当たらない範囲で質疑願う。質疑はあるか。(なし)

(2)について報告済みとする。(3)から(5)の3件について一括説明願う。

(3) そらぷちキッズキャンプ開設支援推進本部の設置について

五十嵐室長

(別紙資料に基づき説明する。)

(4) ヤマダ電機テックランド滝川店の大規模小売店舗立地法の届け出について

伊藤主査

(別紙資料に基づき説明する。)

(5) アクロスプラザたきかわの大規模小売店舗立地法の届け出について

伊藤主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 山 腰	説明が終わった。質疑はあるか。
五十嵐室長	キッズキャンプについて、来年の法人化に向けて準備が進められているようだが、開園に至るまでの市の役割は。
山 腰	市の役割としては、キャンプ地として予定している丸加高原の候補地 16 ヘクタールを創る会側で準備が整った時点で無償で提供するという合意調印を平成 17 年に行っている。その後創る会として北海道連絡所を設置し事業を進めているが、地域振興室内にも担当職員を配置し、法人化への準備事務やプレキャンプの準備等を共同して行い支援をしている。今後は、創る会として東京からの専従職員を配置したので、推進本部と連携して進めたい。
五十嵐室長	丸加高原の候補地を無償提供するというのは、民間であれば現物出資に当たる。この法人は寄附行為で設立されると思うが、現在進められている協力体制については理解するが、滝川市として土地の提供のほかに、建設費、運営費等を含めて法人設立のために金銭的にはどう考えているか。
山 腰	現在寄附を募っている最中だが、創る会としても努力しているし、寄附の性格上滝川市宛に寄附されたものは基金として保管している。具体的にキャンプの設立に向けて市がどの程度の金銭的支援をするかはまだ煮詰まっていない。しかし、課題ではある。寄附の形として金銭的になるか、あるいは建物を整備して寄贈するのかなどは現時点では決定していない。現在の基金にプラスアルファをして出資金として支援することも考えられるし、具体的には決まっていない。今後検討して議会などに諮ることになると考える。
五十嵐室長	法人登記の時の金額的目安は。
委員 長 田 村 中嶋部長	社会福祉法人化のためには、建物が必要になる。宿泊施設、集会所等の整備資金のめどが立たなければ法人化にはならない。施設整備費の予想が約 5 億円、運営費が年間 1 億円、基本財産として 1 千万円が必要である。施設整備に係る建設費、運営費は現在創る会が寄附を集めているところであり、チェーンドラッグ協会の会員店舗が全国に 12,000 店ほどあるが、その全店舗にキッズキャンプのための寄附箱を設置できることになっている。例えば 1 店舗 1 万円の寄附があれば軽く 1 億円を超えるという計算も成立するが、このような状況で運営をしていく見通しである。
田 村	他に質疑はあるか。
中嶋部長	大型店の出店に関して、市民感情的なものをどのように把握しているか。
田 村	報告した 2 店舗については、それぞれ住民説明会が出店者により開催されているが、その時の内容としては、工事中の埃対策の件等直接自分の身に振りかかるようなものが多かったようであり、地域によって意見は異なるものと認識している。法律のもとに出店が認められるということは、市として意見を具申すべきはもちろん意見を言うし、地域貢献等についても要請している。所管としては地域によって意見が異なるとの認識から今回の出店に関しては、住民説明会を開催した中では大きな問題点はないと考えている。
中嶋部長	東町での住民説明会の出席者が 15、16 名と少ない中で、地域全体の意見を把握していると言えるのか。また、市として職員は説明会に参加していないのか。
田 村	担当の元気タウン推進室で、これまでの説明会には分担を決めて参加している。
中嶋部長	商工会議所等関係機関の意見集約はされているのか。
田 村	出店者側は市及び商工会議所に対して、事前に出店計画の説明を受けているし、その際意見交換は充分に行っている。
	大型店の出店に伴い、市内業者への影響は把握しているのか。

中嶋部長	過去に出店した大型店による影響は、年次的ではあるが、商品販売額の変化等については把握している。
岸 室 長	平成6年から17年にかけての売り場面積1,00平方メートル以上の大型店の販売額は上昇傾向にあり、平成14年度に急激に伸びたがそれ以降平成17年度までの間は頭打ちの状態である。売り場面積は平成6年から17年にかけて伸びていることから、郊外型大型店の販売額については既に飽和状態にあるのではと認識している。これ以上大型店が増加しても大型店同士のシェアの奪い合いになると思われるような調査傾向である。
山 腰	大型店の出店の是非とは別の角度から質問する。当然行政としては工事着工に際しての地元企業の活用について要請はしていると思うが、自由経済である以上発注者側の価格もあるから届かないのが実態である。報告のあった2件の店舗の工事に地元企業は参入しているのか。
中嶋部長	事前に計画説明があった時点で常に地元企業の活用を要請している。ヤマダ電機については把握できていないが、アクロスプラザについてはジョイントで中山組が参入していると聞いている。
山 腰	実態は公共事業も民間も冷えきって、商店街も同じかと思うが、建設業界はひどい状況である。予想もしない老舗の倒産が続いたときがあった。今後滝川市は管内で一番の倒産件数が出てくるのではないかと思う。そんな状況下で業界を代表する建設協会や商工会議所の方は、行政も努力しているがなかなか届かないという、行政の意気込みを全然感じていないと思う。地元企業の活用要請には配慮しているが、価格的に届かないのが実態である。この状況を打開するために援助する手立ては今のところない。これからこういう状況が続けば過去にないくらいの倒産件数が増加するのでは。行政が本気になって地元企業の活用要請に努力すべきだが、行政が努力している感触は伝わってこない。表面的ではなく、熱意をもってすべきであり、業界のことを考えない所管であれば必要ないとさえ言える。
中嶋部長	声が小さくて届かないという事もあるかと思うが、相手方と意を通わす形で接していきたい。
山 腰	すべての大型店ではないが、出店するまではいい話をする。商工会議所の会員にもなる、観光協会の会員にもなる、地元地域一緒になって出店するなどと言いながら実現に至っていない。これに対して異議を唱えることができないとなれば、何らかの規制も必要になるのでは。出店者に対して法に規定されている道路や交通、環境面のほかに、地域としての最低限の義務を果たすよう、叶わないかもしれないが、強い意見を相手方に述べて業界が活性化するよう努力されたい。
委 員 長 中 田	他に質疑はあるか。 山腰委員の発言との関連になるが、市の経済部から出店者への要請があることは承知しているが、市長が対外的にアピールをしていない。市としては出店者に対して臨む態度を、市民や業界関係者に知らしめるとともに、対外的にアピールをしてほしい。それがないために話が小さくまとまってしまう。市がアピールすることにより規制が可能になるのでは。対外的に広報などを通じて市の態度をはっきりさせてほしい。
中嶋部長	ホームックについては商工会議所の特別会員として大口の会員になっている。しかし、例として、ケース電器は会社の方針として商工会議所の会員にはなれない、ならないという事であった。こういった形での出店については所管とし

委員長
副委員長

て非常に不満である。今後に際しては商工会議所会員加入を強く要請する。また工事関係については地元業者の活用を強くアピールする対応をしていきたい。他に質疑はあるか。

① ヤマダ電機、ホームマックの件、これまで大型店の売上額及びシェアについては商工会議所あるいは市商連の資料はあったが、数字で示してほしい。

② 市の経済への影響について、アクロスプラザは売り場面積約 18,000 平方メートルだが、この件に関しては止めようと思えば市長は農業振興地域の除外をしなければ、おそらく出店はできなかったと思う。市の経済と國學院短大の経営を秤にかけて市長は決断をしたという経過があるが、アクロスプラザの件に関し道の条例に基づく滝川市からの知事への意見はなかった。姿勢云々という前に意見なしである。自分としては市内の商工業者に与える影響は多大であるとの意見を出した。知事としても意見なしでは考慮のしようがない。まさにこういう事実が市内の商工業者に対する配慮というものを如実に表している。なぜ意見なしとしたのか。

③ 現ホームマックの跡地利用について、市長は市内の商業に影響を与えないよう強く意見を述べていくと、これまで議会答弁をしている。昨日の報道では小売店舗という表現が使われていた。自分がホームマックの開発部長から聞いた情報では、一つはリサイクル店、一つは大型スポーツ用品店と聞いていた。ホームマック側はこれまで説明するとしてきたにもかかわらず、今年の 1 月には店舗を明らかにすると言っていたが、既に説明が半年遅れている。これらを考え合わせると、跡地も市内商業に大きな影響を与えるものが出てくるのではないのか。どのように把握しているのか。

④ キッズキャンプについて、これまで支援の形としては財政的なものは考えていないというのが議会答弁だったと、自分は理解している。これまでの議会答弁と先ほどの五十嵐室長の答弁ではかなり隔たりがある。今までの答弁との整合性を伺う。

⑤ ヤマダ電機の件に関して、出入口についてビッグハウスとの関連で交通渋滞を招かない配慮はどのように行われるのか。

岸室長

① 大型店の販売額、シェアについて、平成 17 年度のデータでは全市で約 535 億円、このうち 1,000 平方メートル以上の郊外型大型店が 159 億円で、シェアとしては約 30% である。

② 知事への意見に関しては、道で規定している大型店のガイドラインがあり、そのガイドラインに対する意見ということなので、ガイドラインには商業調整という観点では意見を出せないことになっている。あくまでも、交通環境、周辺に対する環境上の影響などについて懸念される場合に意見を出せることになっている。ホームマックの出店場所については、交通環境上、あるいは周辺に及ぼす環境上では特に問題はないとの認識である。土地利用上も法的手続きに基づき出店する計画であることから、市としては特に反対する部分はないとの考えから、意見なしとした。

中嶋部長

③ 現ホームマックの跡地について、市内商業に影響のない店舗展開をという意味で、今年 1 月にホームマックに対して市長名で文書により要請している。今後について跡を埋める店舗がなかなか決まらず、当初はリサイクル系、それがスポーツ用品関係と変わっているようだが、現在、市長が直接出向いて要請する段取りを調整している最中である。

五十嵐室長

④ キッズキャンプについて、当初市は土地を提供、創る会が設置するという

ことでスタートした。財政的な支援については特に創る会から要請があったわけではないが、創る会の寄附集めの苦労等を考えた時、受け入れ側の市として土地の提供だけでよいのか、アジア初の施設整備を是非実現させたいとの考えから、支援のあり方について課題として認識している。先ほどの答弁のとおり財政的な支援に関する具体的なものはいまだ決定していない。今後の協議で形が固まった段階で諮りたい。

岸 室 長

⑤ ヤマダ電機の出入口の件について、大店立地法の手続きの中で公安委員会や市の交通所管であるくらし支援課と交通関係に関する協議を行っている。協議の中では特に影響はないとの判断が出ていると聞いている。

副委員長

① ホーマックの跡地の件であるが、スポーツ店で埋めるとしたら大型スポーツ店しかないと思うが、そもそも大型スポーツ店はある意味ホーマック的であり、いろいろな商品を扱っている。市内スポーツ店との競合以外に他の商品に関して市内商業と競合する結果になる。よって、市内商業に与える影響が多大であると言わざるを得ない。市長の申入れと跡地利用との関係について伺う。

② 大型店の販売額について、159 億円との答弁だったが、かつてダイエーが出店したときに 50 億円を超えたときすごいという話があった。ダイエーの 3 倍に当たる売上について驚かされているが、西友とダイエーがあったときでも 100 億円には及ばなかったと思う。分母はどういう数字を使っているのか。卸も入れているのか。

③ キッズキャンプについて、形ができた時点で諮るとの答弁だったが、キッズキャンプの事業は、社会福祉法人が難病の子供たちのために全国からのボランティアで支えるという立派な事業で、誰もこれを批判するものではない。しかし、これまで民間が行う社会福祉的なものに寄附したということは自分が議員になってからは聞いていない。施設もしくは土地を貸与するのなら理解できるが、キッズキャンプ事業にも市として同様のスタンスを取るべきであると思う。他の市内団体もしくは市民に対する支援との整合性について伺う。

伊藤主査

② 商業データの件について、商業統計調査が 3 年ごとに行われているが、その中で郊外型大型店として市が独自に捕捉している数字である。平成 6 年からの大型店の推移では 6 年 5 件、9 年 7 件、14 年 20 件、17 年 25 件となっており、年間販売額は、これは商業統計データの小売販売額に相当するが、このうち郊外型大型店のシェアということで捕捉しており、平成 17 年については市全体の小売販売額 535 億 3, 100 万円に対して郊外型大型店が 158 億 5, 274 万円という調査結果になっておりシェア率は 29. 6%である。

中嶋部長

① 現ホーマックの跡地について、スポーツ店と決定したものではなく、ホーマックとしては現跡地に関し責任を持って今後 10 年借地料を負担するとのことである。現在は新施設に力を傾注しつつ、並行してスポーツ店等にあたっているとの話なので、市長としてはそれを進めるために直接会って話をするとの姿勢である。

五十嵐室長

③ キッズキャンプ事業に対する市の支援の件について、財政的支援の話もしたが、再三説明しているように具体的な支援の形ができていない。金銭的な支援なのか、あるいは建物を建てて貸与するのか、あるいはもっと根本に戻って、今答弁したような支援が必要なのかということもいまだ定かではない。これらを検討する中で市内の福祉施設等との比較の話などが出てきて結論が導かれるものと考えている。

中嶋部長

滝川市にキッズキャンプを誘致することを全市挙げて行うのは当然である。し

かし、長い目で見て大口の寄附が獲得できなくては、存続が保証されないと考える。創る会の事務局長ともいろいろと話し合いをしているが、当面大口寄附の獲得をしなければ先細りになってしまうので、その辺を充分に詰めていくが、その時点で滝川市に対しても要請があると思う。市としては地道ではあるが会員数の拡大に努めており、市内のコンビニ等にもあたっているところである。当面創る会との考え方のマッチングをした中で行動していく。

中嶋部長

最初の観光協会のイベントの質問で、総体で 500 万円と答えたが、600 万円に訂正する。観光協会からの交付金が 200 万円、産業サポート 200 万円は変わらないが、それぞれ自主事業の売上金等を合わせて 600 万円の総予算を持っている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

なければ(3)から(5)の3件について報告済みとする。(6)から(8)の3件を一括説明願う。

中嶋部長

(6) 滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の指定管理者の指定取り消しについて
滝川ふれ愛の里の地ビール製造施設については、2月26日の経済建設常任委員会において報告したが、施設の再開に向けて平成17年第4回定例会で議決され、12月30日に北海道麦酒醸造株式会社と指定管理者の協定を、平成18年1月1日から3年間の期間で結んだところである。その後、受託者が地ビールの製造免許取得のために札幌北税務署に申請していたが、免許の取得ができずに、現在まで地ビール製造施設の再開ができない状態である。これまで市としては、酒税免許取得のために札幌北税務署、あるいは許可を出す滝川税務署に出向いて早期の取得を要請してきたが、あくまでも免許申請者は市ではなく、製造会社であることから、会社の問題点がクリアできなければ免許交付はできないとのことであった。受託者も札幌北税務署の指摘事項を整理して再申請を何度か行っていたが、市も出向いて情報収集にあたったが、個人情報保護の観点から税務署の指摘事項の把握はできなかったところである。受託会社の社長の話では、作業員の人員体制等に問題点があり、免許取得に至っていないとの話であった。こうしたことから、免許取得の見通しが立たないということで、今年の2月5日付けで5月31日までに免許取得ができない場合は、指定管理者の指定を取り消す予告通知を行った。しかし、この間4月30日に本社である小樽工場が火災で焼失するというアクシデントもあったところである。以上のような経過だが、5月31日を過ぎても免許の取得ができず、施設の維持管理の開始ができないので、地方自治法第244条の2第11項及び管理協定の第23条第8項に基づき指定管理者の取消しを6月1日付けで通知し、あわせて同日告示をした。今後については、税務署等関係機関の指導を受けながら指定管理者の形態を整理して、再度公募することを考えている。

(7) 土地改良事業整備計画について

江上参事

(別紙資料に基づき説明する。)

(8) 農業施設の強風被害について

新井副主幹

5月25日から26日にかけての強風被害について報告する。江部乙西側の地域を中心に29戸62棟のビニールハウスが強風により損傷した。そのうち1棟にはパイプにも被害があった。ただし、ほとんどが水稻の育苗ハウスということで、農作物そのものへの大きな被害はなかったところである。被害のあったビニールハウスの内、35棟が中空知農業共済組合のハウス共済に加入していることから、一定額以上の被害については共済から支払が受けられるところである。

委員長 副委員長	質疑はあるか。 ① 滝川東地区の総事業費 15 億 4,500 万円の内訳で排水路は 5 億 1,000 万円となっているが、区画整理、暗渠排水、用水路それぞれいくらか。同様に江部乙西地区の内訳はどのようなになっているか。 ② 受益戸数が資料に記載されているが、7.5%として、1戸当たり何年で、いくら返済していくのか。
江上参事	① 概算だが、そのために今回調査をするわけで、滝川東地区の内訳は区画整理は 8,900 万円、整地工が 5,200 万円、暗渠排水が 3,700 万円である。暗渠排水が 1 億 7,600 万円である。排水路については資料では 5 億 1,000 万円となっているが、これは国道 12 号までの部分であり、J R まで延長になると 500 メートル程度伸びるので金額が変更になる。用水路は、支線 9 条が 5 億 6,300 万円、分派 10 条が 5,000 万円である。排水路の内訳で深沢川のほかに 3 条 560 メートルと記載されている部分が 1,500 万円である。そのほかには、測量試験費や一部補償等も含めて総事業費 15 億 4,500 万円となっている。 江部乙西地区については、区画整理が 6,300 万円、暗渠排水が 3,300 万円、排水路が 3,600 万円、用水路の支線 5 条が 5 億円、分派 8 条が 1 億 1,000 円、そのほかにも、測量試験費 6,400 万円で総額 8 億 600 万円となっている。
岩田主査	② 償還に関して戸別の数値は概算になるが、そもそも償還については別メニューの事業があり、年利 2.5%、償還期間 15 年である。負担額として最も多い農家で 200 万円程度、年間負担額に換算すると 16 万円程度で、総体的に見ると、年間負担額はおおむね 10 万円程度と思う。
江上参事	① 排水路の事業の深沢川の件について、J R までは今回の滝川東地区の事業として行うが、J R から下流部分、ラウネ川までについては翌年度滝川西地区の中で計画している。
窪之内	土地改良事業の件について受益戸数が資料に記載されているが、これは現状農業経営をやっている戸数か。例えば、権利を持っているが他に貸して既に農家からリタイヤしている者がいることも考えられるが、これらの受益農家が当面 15 年間の償還をしながら営農可能な年齢構成にあるのか。後継者等の不安要素はないのか。
江上参事	土地改良法による土地改良の申請をする場合、今回は農業振興区域内となっており、受益戸数は耕作者である。これらに対してアンケート調査を実施しており、それぞれ個人の財産内で工事をするに当たっては、暗渠排水や区画整理は受益戸数全戸が対象ではなく一部の農家が希望して実施することになる。場所によっては土壌の良いところは暗渠排水の必要がなく、今回は区画の大型化が目的で、以前に一度区画整備を実施しているので、再整備を行うことになる。用水路は全戸が対象となるが、すべての事業が全戸にかかわってくるわけではない。
窪之内	アンケートの結果による暗渠排水などの事業希望の現在の戸数は。受益戸数とは総事業費に対する受益負担なのか。どこの部分が受益負担になるのか。
江上参事	土地改良区に対する農家からの賦課金は 1 反あたり 7,000 円だが、用水路は改良区が管理している施設なので、全員に対して面積割り等の形で賦課金をもらう。その他に今回希望した区画整理や暗渠排水については、別に工事代金として賦課金をもらうことになる。その結果、農家としては 7.5%の負担になるということである。ちなみに、暗渠排水は初年度ではヘクタール当たり 150 万円だが、その他にチップ、素焼き土管、塩ビ管など使用するものによって価格が違

岩田主査 委員 長	う。それらの選定についても今回の調査の中で行う予定である。 暗渠排水に限って希望している戸数は両地区合わせて 36 戸になる。 他に質疑はないか。(なし)
	(6)から(8)について報告済みとする。(9)について説明願う。
岸 室 長 委員 長 水 口	(9) 中心市街地活性化基本計画の認定スケジュールについて (別紙資料に基づき説明する。)
	質疑はあるか。 ① ハード事業の検討としては、現在市立病院、街なか居住の公住、図書館が検討されている。ソフトでは、消費者協会、アニム等が何らかの事業を行うとの事だが、先ほどの説明のほかに、ハード、ソフト両面にわたって事業がふえる要素はあるのか。 ② 議会・市民周知については、広報によるパブリックコメントを予定しているようだが、例えば市立病院の建替えでは住民説明会を開催して市民のコンセンサスを得るという手法をとるようである。この中心市街地活性化基本計画の認定に際してはパブリックコメントという市民周知が最も適切な手法と判断しているのか。
岸 室 長	① 街なかにオープンスペース、緑地空間が不足しているという認識をしているので、この件に関してふえるかもしれない。大規模な商業機能が不足していると考えており、食品スーパーが現在はジョイのみであり、スーパーあるいはアミューズメント等も考えられる。さらに街なか居住機能の不足を補うものがふえる可能性のある分野である。 ② パブリックコメントは最低限の手法と考えている。所管としてはさまざまな機会を活用して市民に周知してコンセンサスを得なければならないと考えている。関係機関や市民団体との懇談や、場合によってはまちづくり懇談会でのコンセンサスを得るための説明も必要であると考えている。
水 口 岸 室 長	認定までの作業の中で、財政的、財源的な考えは出てくるのか。 当然ながら基本計画の中には事業を盛り込まなければならない。盛り込んだ以上は、計画事業は確実に実施していかななければならないという前提がある。現段階では、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年計画の予定である。事業についてはハードもソフトもこの 5 年の中で実施する。たくさんの事業が予定されるので複数の事業がふくそうしてくることになる。当然かなりの経費が予想されることから、財政所管とは長期的な財政見通しについて協議、調整を図りながら計画を策定することとしており、既にまちづくり協議等政策協議の中で頭出しをしている。
水 口	5 年間の中で単費による支出もあるとの答弁だった。パブリックコメントの後、10 月には認定申請を予定しているようだが、この作業は、基本計画に位置付けた以上は実施が前提であるとするならば、先ほど説明の事業規模では市民コンセンサスを得て認定申請にいくまでの作業スケジュールとしてはかなり厳しいのでは。
岸 室 長	所管としては、厳しいスケジュールであることは認識しているが、鋭意努力をし各スケジュールをクリアしながら進めなければならないと考えている。12 月までのスケジュールの中に指摘の事項を折り込みながら進めていきたい。
水 口	スケジュールがずれ込んでいく可能性があるとの説明はあったが、基本計画の認定を 12 月中旬と見込んでいるのは変わらないのか。
中嶋部長	目標として何とか 12 月までに認定を受けようと考えているが、実現可能なハー

	ド、ソフトの事業を盛り込まなければならないし、そのためには地権者等との交渉もあることから、若干ずれ込む可能性もある。
委員 長 中 田	他に質疑はあるか。 ① 青森市、富山市は認定を受けた市か。他の 11 市も認定を受けた市か。この中で北海道はあるか。 ② 準工業地域の規制の関係について、早期の実施を望んでいるところだが、これは基本計画とリンクしていると聞いており、基本計画の認定を受けなければ準工業地域の規制はできないのか。
岸 室 長	① 北海道内で認定を受けた市町村は現在のところない。 ② 基本計画の認定は準工業地域の特別用途地区設定とセットになっているので、準工業地区の規制を行わなければ、認定を受けることができない。この関係の所管である都市計画課とスケジュール調整をしながら進めていきたい。
委員 長 山 腰	他に質疑はあるか。 これまで中心市街地の活性化の件で市も会議所も多額の経費をかけてきているが、成功に至っていない。責任のなすり合いをしてきた感がある。今回アニムの取締役に副市長が就任していることから本腰を入れて対処していると思う。市も最大限の努力をして相当の覚悟で臨まなければならない。これまでと同じ様な繰り返しでは市としては商店街に対する予算措置はかなり難しくなる。所管に対し強く意見を述べておく。
委員 長 窪 之 内	他に質疑はあるか。 スケジュールでは国との事前協議を始めてからパブリックコメントとなっている。駅周辺整備事業のときも市民への周知がきちんと行われていたのか、市民懇談会での市民意見の反映などを背景に凍結せざるを得なかったという教訓を考えれば、予算的なものは確定していないが、タッグ計画推進中に多額の予算を投じることになれば市民は黙っていない。市民に知らせる場というものをどのように考えているか。
中嶋部長	パブリックコメントの時期等については担当から答弁するが、これまで中心市街地に関連して、ある程度の事業実施の意向を示しているし、市政執行方針でも明らかにしており、広報等での周知も並行して行いたい。既に内閣府とは 1 回事前協議を行い、アドバイスも受けている。期間的にはずれ込むことも考えられるが、頭出しはできるが内容を固めないと公表できないことから、内容を固めてからパブリックコメントを得ることになる。
岸 室 長	国との協議の中で内容が大きく変わることも予想されるので、一定程度事業が固まった段階でパブリックコメントを得ることになる。この前にも様々な形で周知することも考えていかなければならないと認識する。これらについては最低限の手続きと理解されたい。
窪 之 内	一定程度固まった段階で市民に意見を聞くとの答弁だが、市民の意見を聞くことが、このスケジュールでは、時期的な面からも、意見反映の可能性が全くないとしか思えない。10 月に即申請の作業に入るようだが、中心市街地の活性化は山腰委員の発言にもあるように何としても成功させるとなれば、市民を挙げて取り組める状況をつくっていかなければならない。あらゆる方法を考慮されたい。
委員 長 副委員長	他に質疑あるか。 ① 10 月認定申請は全然早すぎる。これまでの中心市街地活性化計画あるいは駅周辺整備計画は、市民的議論をする期間を 1 年ないし 2 年やって策定してき

ていることからみたら、1カ月あるか、ないかの期間では基本姿勢を疑いたくなる。突如としてこういうものが出てきたという感が否めない。これまでの委員会で認定等のスケジュールが報告されているのであればその辺を説明願いたい。最低半年間ぐらいは議論するべきで、この計画には市立病院建替えの規模、場所、あるいは図書館の規模、場所、どの市営住宅をここにもってくるのか、などが含まれると思うが、認定申請の中にはこれらの内容が記載されることになり、個々の各論についても一気にここで決めてしまったら後で変更が効かなくなるのでは。

② 6月末に素案ができるとの説明だったが、委員会には6月末ごろに報告されると考えてよいか。

中嶋部長

①② 経済建設常任委員会へは個々のものがまとまり次第報告する。認定申請の時期については、例えば、市立病院の建替えについては7月上旬に市民懇談会を予定しているし、図書館についてもある程度まとまったものを公表しなければならない。これらをまとめるとなれば、10月に認定申請が若干ずれる可能性もある。これまで委員会で説明したとおり何とか年内の認定を目指したいと考えているが、なるべく早く認定を受けて平成20年からの事業開始を、国が実施する選択と集中の国費を導入したり、他の戦略的な補助を活用して進めていきたい。

副委員長

① 随時報告するとの答弁だが、素案協議が7月下旬に予定され、作成は6月末を目指すとの説明なので、委員会には遅くとも7月上旬には報告されると確認してよいか。

② 病院、図書館等については、各論の問題で住民懇談会等でまとまらなければずれ込むのは当然だが、まとまらなければ認定申請もしないと考えてよいか。

③ 市営住宅についてはどこで公営住宅ストック総合活用計画を変えるのか。居住者との話し合いは持つのか。

④ 駅周辺整備事業では29億円ということが、恐らく1年間程度市民の間で話し合われてきた。今回5年間の事業費が示されて、他の補助金との併用もあるから市の持ち出し分も確認したいが、市民的議論の期間が、例えば1,000万円なら1カ月程度ということもあり得るかと思うが、それが

10億円となればとても1カ月ではだめだと思う。総事業費と単費がどの程度かかる予定か。市立病院はこの事業を活用しなくても必要な単費はあると思うし、図書館は補助金がないからこの事業を活用することになると思う。市の負担はどのようになるのか。

中嶋部長

平成20年からおおむね5年間の事業を組み立てることになるので、市の財源にかなうような組み合わせが出てくることになる。よって、事業の頭出しはするが、実施年度がずれる場合もある。これらを組み合わせて基本計画に織り込みたい。

岸室長

① 委員会への報告時期については、この計画は事業効果等も含めて基本方針とセットになっているので、早くても7月下旬、さらにずれ込む可能性もある。

④ 事業費について、ハード事業については詳細の積算にはいまだ至っていない。市立病院は既に色々な場面で報告されている。図書館は現時点での話し合いの中では1億7,000万円程度で、これはまちづくり交付金の活用を考えており、約4割程度の交付金である。市営住宅はかなり流動的な部分があり、明言できない。この件に関しても国の支援策としてはまちづくり交付金を活用して市の単費をなるべく軽減したい。

- 副委員長 各論については、少なくとも議会各会派が納得いくとか、あるいは必要に応じた市民アンケートなど市民合意ができた時点を各論が決まったと考えるが、各論的に合意できないものが残っているうちは認定申請には入れないと確認してよいか。
- 岸 室 長 基本計画の中には複数のハード・ソフト事業が盛り込まれるが、その事業すべてが合意を得られることが理想だが、例えば市民コンセンサスの得られないものについては、一つの手法として、該当事業を先送りしそれ以外の事業の中で基本計画を組み立てて認定を受けることも考えられる。ただし、重要な、核的な事業についてコンセンサスが得られなければ、その時点で計画策定について全体スケジュールも含めて再度の見直しが必要になると考える。しかしながら、現在考えている事業については、過去の市民アンケート等から判断して市民合意の可能性があるとの想定の上に組立をしているが、再度市民に聞きたいと考える。
- 副委員長 ① 早くても7月下旬、さらに遅れる可能性との答弁だが、要するに、委員会に概略が示されるのはいつ頃か。
- ② これまでの調査で、事業によって単費を含まない、100パーセント国、道が費用を持った調査とかも含めて進められてきたと思うが、認定申請の期限があつて、1年遅れたらゼロからやり直しということはあるのか。
- 岸 室 長 ① 6月中に事業を詰める努力をしたい。その結果を見ながらなるべく早い段階で委員会へ報告したい。
- ② この基本計画策定に当たっては国の財政支援を受けていない。ただし、昨年度診断助言事業を約半年間かけて100%の国費で専門機関に委託して診断を受けたので、この診断結果を基本計画策定に活用したいと考えている。国としては認定申請の期限を設けていないが、市立病院の建替えが国土交通省の補助制度である暮らしにぎわい再生事業を活用して既にスタートしている。この補助事業は適用条件として基本計画の認定が要件となっているが、国として事業の適用が基本計画認定後とはなっておらず、3年以内に基本計画の認定を受けることを条件に補助事業が認められており、見切り発車の状態である。よって、最低でも3年以内には認定を受けなければならない。市としてはこれ以外のさまざまな活性化策を打ち出さなければならないとの認識から、平成20年度からハード、ソフトあわせて緊急的に中心市街地の活性化を進める必要があり、早急に認定を受けたいと考えている。
- 委 員 長 他に質疑はあるか。(なし)
- (9)について報告済みとする。昼食休憩とする。
- 休 憩 12:03
- 再 開 13:01
- 委 員 長 会議を再開する。議案関連事項がかなりあるので留意の上質疑されたい。(10)、(11)の2件について一括報告を願う。
- (10) 公園緑地造成費補正予算について
- 堀下課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- (11) 準工業地域の大規模集客施設制限地区の指定に伴う補正予算について
- 堀下課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 委 員 長 説明が終わった。(10)、(11)について質疑はあるか。(なし)
- (10)、(11)について報告済みとする。(12)、(13)の2件について一括説明願う。

千葉室長	(12) 平成 19 年度下水道事業特別会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。)
千葉室長 委員長 副委員長 千葉室長 副委員長	(13) 中空知広域水道企業団水道料金等調査特別委員会の設置について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。(12)、(13)について質疑はあるか。(なし) (12)について、工事施工箇所は蔵前通りか。 啓南通りである。 (12)に関連して、総体の事業計画書は既に出来上がっているのか。新委員なので説明願いたい。
千葉室長	該当箇所は合流区域であったが、平成 18 年 3 月 30 日をもって分流化にするという認可変更を行っている。この区域は 122 ヘクタールあり、認可上の計画期間は 5 年だが、実際には財政状況を勘案すると 10 年程度かかると認識している。総体事業費について概略だが 40 億円程度、詳細には全長 28 キロメートルのうち中心部は一部 7 キロメートルほど流雪溝がらみで入れ替えているので実質はその分差し引いた金額になると思うが、計画上は 28 キロメートル、122 ヘクタール、40 億円となっている。
副委員長 千葉室長	ディスポーザーの使用は随時可能と考えてよいか。 現在認めているのは、この辺では高校通りから北側が分流式になっている。下水道管も 28 キロメートルのうち来年は 300 メートルなので、細かく言えばその 300 メートルの区間の所は完全分流化になるので、その地先は使用可能である。上流については相当期間がかかるものと思う。システムの浄化槽程度のものを設置すると現在でも使える。単体で設置するのと比べると不合理な形になるので、分流化工事を何年間か待つか、設置の希望がある場合は浄化槽の設置を条件に条例で定めている。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) (12)、(13)について報告済みとする。(14)について説明願う。
大平課長	(14) 一般会計の補正について(土木課) (別紙資料に基づき説明する。) 資料は添付していないが、土木費・道路橋梁費の補正について除排雪対策に係る経費で 2 台の除雪機械の配備である。1 台分は小型ロータリー除雪車、80 馬力級の歩道ロータリーの計画的更新である。建設機械整備事業の 3 分の 2 の補助率の国庫補助の採択を受けて購入する。更新対象機械は平成 7 年度に単独費で購入したもので、同機種を入れ替えたいと考えている。更新後の旧車両は故障に備えて予備車両として配備する計画である。他はハンドガイド式小型除雪機 30 馬力級 1 台である。小型除雪機の貸与事業はモデル地区として東滝川地区で 2 年間試行してきたが、継続取組の方針が決まったので新たに 1 台を購入して貸与事業の制度化に向けて総合的に試行したい。
委員長	質疑はあるか(なし) (14)について報告済みとする。(15)について報告願う。
大平課長 委員長	(15) 市道路線の廃止について (別紙資料に基づき説明する。) 質疑はあるか。(なし) (15)について報告済みとする。(16)について報告願う。
大平課長	(16) 一の坂西公園傷害事件について 既に報道されているが、事件の概要とその後の対応について報告する。

傷害事件発生日時、場所は平成 19 年 5 月 22 日、9 時 55 分頃で、一の坂西公園内である。被害者は本町 4 丁目に居住の 4 歳の女兒である。被害状況は祖母と公園内の滑り台で遊戯中、やすりが滑走面から飛び出すように置かれていたため右足の太ももに刺さり、1 センチ程度の刺し傷を負った。けがの程度は全治 4 日間程度だった。今後の対応は、当分の間 6 月中をめどとしてすべての公園の巡回点検を行う。大きな公園は所管である土木課で毎日巡回点検を行っているが、小公園は付近の職員に出勤時及び帰宅時の巡回点検を依頼している。勤務時間中も外勤等の折の巡回点検を全職員に依頼している。遊具を管理する建設部以外の所管課に対して同様の点検を指示している。

委員長

質疑はあるか。(なし)

(16)について報告済みとする。(17)から(19)の 3 件について一括報告願う。

(17) 平成 19 年度公営住宅事業特別会計補正予算に伴う専決処分について

三谷課長

(別紙資料に基づき説明する。)

(18)「滝川市耐震改修促進計画」策定に伴う補正予算について

三谷課長

(別紙資料に基づき説明する。)

(19) 建築基準法改正に伴う手数料条例等の一部改正について

三谷課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

(17)から(19)について質疑はあるか。

副委員長

① (18)について、現在使用されていないスイミングクラブなど民間の建物等雑居ビルなどがたくさんあるが、すべて対象か。それとも市が所有する施設に限るのか。

② 地震防災マップの作成で、危険建物候補マップは特定される建物が危険となったらさまざまな問題が生じる。詳しい説明を願う。

三谷課長

① 耐震改修の対象となる建物は 3 階以上、延べ面積 1,000 平方メートル以上のもので、民間も含むが、民間の場合は特定建築物、いわゆる学校、病院、劇場、百貨店等が対象で、公共建物の場合はこれらのほかに、幼稚園、小学校、老人ホーム等が対象になる。さらに、新耐震法が改正される昭和 56 年以前に建設された建物が対象になる。また、地震が起きた時に避難活動等の中心となる幹線道路、滝川市で言えば国道 12 号、38 号だが、その沿道沿いに建っている建物で、倒壊した時にその道路を塞ぐような建物は改修の対象となる。これらは計画策定の段階で調査を行い、改修計画を策定することになる。

② 危険建物候補マップについて、実際に名前が出ることになる。

副委員長

国道 12、38 号沿いであれば古そうな雑居ビルがかなりある。それらが崩れやすいと指定されたら使用されなくなる可能性がある。法律ではいつまでに耐震工事を規定しているのか。特に民間の建物について。

三谷課長

改修工事の明確な規定はないが、国の耐震化促進計画の指針としては現在の全国における耐震化率は 75%だが、平成 27 年度までに 90%を目標としており、それに基づき道や市の計画も平成 27 年度までに耐震化率 90%を目標にすることになると考える。

委員長

他に質疑はあるか。

田村

実際にマップを作成した時、危険なビルとして表示をされたら問題である。マンションや商売をしていた場合に影響が出れば損害賠償の問題になるのでは。耐震改修に市や国の補助対策があれば話は違ってくる。昭和 56 年以前の建物は大半のビルが対象では。市として平成 27 年度までに耐震改修の指導ができるのか。

三谷課長	補助制度は計画の中に位置付けすれば、国からの補助を受けることができる。 商売等への影響は充分考えられるので、今後検討したい。
田 村	補助率はどの程度か。
三谷課長	民間の場合、住宅は工事費の 7.6%、緊急輸送道路については 33%である。
田 村	マップにビル名等を落とすことは今後充分検討すべきである。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) (17)から(19)について報告済みとする。
	2 第2回定例会以降の調査事項について
委員長	別紙のとおり確認してよいか。(よし)
	3 その他について
委員長	道外への行政視察について、意見を伺う。ここで休憩する。
	休 憩 13:50
	再 開 13:54
委員長	会議を再開する。 視察期間は、10月23日火曜日から26日金曜日までの3泊4日とすることによ いか。(よし)
	他に何かあるか。(なし)
	4 次回委員会の日程について
委員長	正副委員長に一任いただくことでよろしいか。(よし) 以上で第2回経済建設常任委員会を閉会する。
	閉 会 13:55